

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人国立印刷局

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることができる基準額について国と同額とする見直しを行うとともに、以下のとおり、偽造防止等の観点から随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、順次可能なものから一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(11.4%) 127	(8.6%) 12
一般競争入札等	競争入札			(53.3%) 595	(30.9%) 44
	企画競争・公募			(0.4%) 4	(0.2%) 0.3
随意契約		(99.6%) 1,112	(99.8%) 143	(13.4%) 150	(37.1%) 53
合 計		(100%) 1,116	(100%) 144	(100%) 1,116	(100%) 144

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【参考1】 契約全体に占める随意契約の割合

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
<u>事務・事業の委託を行わないもの</u>		/		(8.3%) 127	(4.1%) 12.3
一般競争入札等	競争入札	(26.8%) 409	(52.0%) 155.6	(65.9%) 1,004	(66.8%) 200.0
	企画競争・公募	(0.3%) 4	(0.1%) 0.3	(16.0%) 244	(11.3%) 33.7
随意契約		(72.9%) 1,112	(47.9%) 143.5	(9.8%) 150	(17.8%) 53.4
合 計		(100%) 1,525	(100%) 299.5	(100%) 1,525	(100%) 299.5

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【参考2】 契約（電気、ガス、水道等を除く）に占める随意契約の割合

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
<u>事務・事業の委託を行わないもの</u>		/		(8.4%) 124	(4.5%) 12.2
一般競争入札等	競争入札	(27.8%) 409	(55.8%) 155.6	(66.8%) 981	(67.5%) 188.7
	企画競争・公募	(0.3%) 4	(0.1%) 0.3	(16.6%) 244	(12.1%) 33.7
随意契約		(71.9%) 1,056	(44.1%) 123.0	(8.2%) 120	(15.9%) 44.4
合 計		(100%) 1,469	(100%) 279.0	(100%) 1,469	(100%) 279.0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(6.7%) 4	(8.8%) 1
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 60	(100%) 9	(1.6%) 1	(0.7%) 0.1
合 計		(100%) 60	(100%) 9	(100%) 60	(100%) 9

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの(後納郵便)である

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(11.6%) 123	(8.6%) 12
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争・公募	(0.4%) 4	(0.3%) 0.3		
随意契約		(99.6%) 1,052	(99.7%) 135	(14.1%) 149	(39.4%) 53
合 計		(100%) 1,056	(100%) 135	(100%) 1,056	(100%) 135

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正し、平成19年12月1日から施行した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「300万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「160万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売払いについて、「100万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸し付けについて、「60万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ その他の役務について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正し、平成19年12月1日から施行した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「300万円を超えるもの」から、「160万円を超えるもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「160万円を超えるもの」から、「80万円を超えるもの」に変更
- ・ その他の役務について、「200万円を超えるもの」から、「100万円を超えるもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

随意契約の見直しの結果について、個別の契約では、平成19年度から措置済みのものもあるが、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、可能なものから順次実施する。

(1) 契約内容のチェック

監事及び会計監査人による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。

(2) 総合評価方式の導入拡大

システム開発などの情報システム等のほか、価格競争のみなら

ず、技術的な要素を含めたうえで選定することが調達内容に相応するものについて導入拡大を検討し、総合評価落札方式による競争入札の拡大を図る。

(3) 複数年度契約の拡大

設備に関する保守点検、出入口の監視等請負作業などの継続性が高くかつ仕様要件の変更が予定されていない案件については、3年間を限度に複数年度契約の締結を推進する。

(4) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札制度導入に向け、調査・検討を行う。

(5) 参加者確認公募方式の導入拡大

一定の仕様要件を満たすことが可能な請負作業などについては、参加者確認公募方式の導入拡大を図る。

3. その他

少額随意契約としていたもののうち同様同種の案件については、仕様書等の見直しを行い取りまとめることにより競争入札に移行し、随意契約の低減を図るとともに契約事務の効率化を促進する。